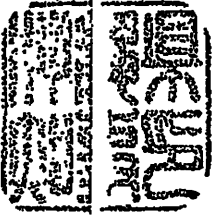


裁 決 書

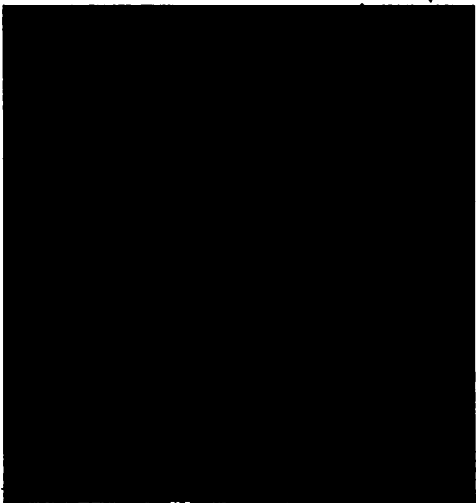


審査請求人

代 理 人

代 理 人

処 分 庁 沖縄市福祉事務所長



審査請求人 [redacted] 氏（以下「請求人」という。）が令和2年4月23日付けで提起した処分庁 沖縄市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による医療移送費申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張  
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張  
審理員意見書に記載のとおり。

## 理 由

1 本件に係る法令等の規定について  
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分が違法又は不当な点があるかについて

(1) 審査請求は適法かについて

処分庁は、「審査請求人が医療移送費の却下を知ったのは令和2年1月6日であり、それから3ヶ月以上経過しての審査請求は不適法である。」(弁明書4回目)、「審査請求書からは医療移送費の申請却下に対する審査請求とは読み取れず」(弁明書5回目)と、審査請求の不適法を主張している。

これらについて確認したところ、下記アないしカのとおりであり、本件審査請求は、請求人が、却下処分があったとみなし、処分の取消しを求めた適法な審査請求であるといえる。

ア 口頭通知について

処分庁は、令和2年1月6日に請求人の友人(請求人代理人と同一人物。以下「友人」という。)へ口頭で移送費は支給できないと伝えた(処分庁提出資料:ケース記録写し(令和元年7月30日から令和2年1月7日まで))ことから、この日が、請求人が処分を知った日としているが、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項及び第4項で、保護変更の申請に対しては、理由を付して書面で通知すると定められており、処分庁が行った口頭通知は法に定める処分とは言えない。

請求人は、口頭通知の翌日、処分理由を書面で示すことを求める文書を処分庁へ提出したが、処分通知は出されていない。

イ 保護変更決定通知書(令和2年1月23日沖市保第58976号。以下「変更通知」という。)について

請求人が処分とみなしている変更通知については、令和2年2月1日から住宅費を削除するとの内容であり、処分庁が主張するように却下処分の通知とはいえない。

ウ 不作為について

口頭通知も変更通知も処分とは言えないことから、令和元年7月30日の申請に対して処分庁は30日を超えても適法な処分がない不作為状態が継続していると言える。

エ 本件処分について

法第24条第9項において準用する同条第7項では、請求人は、申請をしてから30日以内に書面による通知がないときは、処分庁が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

請求人は、4か所の通院先に係る保護変更申請書(移送費)の提出日(令和元年7月30日)から177日後に交付された変更通知をもって却下処分があったものと認識したと主張していることから本件審査請求は、処分庁の不作為に対し、却下処分があったものとみなした請求人による処分の取消しを求めた適法な審査請求であると言える。

オ 審査請求書の補正について

処分庁は弁明書5回目において、審査請求書からは審査請求に係る処分内容及び審査請求の趣旨が読み取れない、不備があるので補正が必要と主張しているが、下記(ア)ないし(イ)により補正を求める必要はないと考えられる。

(ア) 本件審査請求は、審査請求書の全ての事項が記入されており、審査庁において、形式的に不備がないものとして受理し、審理が開始されたものである。

(イ) 審査請求書で確認できない不明瞭な点については、審理員による審理手続の中で確認が行われている。

(ロ) 審査請求書と添付書類との関係については、審理において請求人へ質問し（請求人への質問1）、その回答及びその後の反論書から請求の趣旨は、住宅費の削除についての不服申立てではなく、医療移送費不支給についての不服申立てであることは明確である。

(ハ) 処分の通知及び教示がないことから、請求人は処分通知を示して審査請求することができない。

(ニ) 変更通知により医療移送費不支給を認識したとの主張は、適法な処分通知（書面により教示、理由付記があるもの）がない状況や、事前の処分庁との調整経緯（審理意見書の第1の7及び8）から認められるものである。

#### カ 審査請求期間について

下記の(ア)ないし(イ)により、本件審査請求が審査請求期間を過ぎているとは言えない。

(ア) 友人への口頭通知の日が処分を知った日だとする処分庁の主張は、口頭通知が適法な処分ではないことから認められない。

(イ) 請求人が処分と認識したとする変更通知の交付日（令和2年1月23日）から審査請求日（令和2年4月23日）までは3か月以内である。

(ロ) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第82条第1項に基づく教示がない処分は、行服法第18条第1項ただし書きの「正当な理由」があると言え、3か月を超えての審査請求が可能であると考えられる。

(ハ) 審査請求の対象は、不作為に対するみなし処分なので、処分がなされない状態が続いている間は、原則として審査請求期間が問題になることはないと考えられる。

#### (2) 医療移送費不支給の決定について

ケース診断会議録（処分庁提出資料）では、「医療移送費については高額ではないこと、その他の世帯との均衡がとれない事からバス利用についても認めない」としている。この理由により不支給を決定したことは、下記アないしウにより不当である。

#### ア 医療移送費の支給要件について

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）の第3の9の(2)では、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」は給付を行うとしている。

#### イ 主治医の意見確認について

(ア) 主治医の意見の必要性について

運営要領の第3の9の(3)のイでは、「被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」とし、ただし書きで「移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付可否意見書（移送費）の提出をお求める必要はない」としている。

(イ) ケース診断会議までの手続について

処分庁では、令和元年7月30日に保護変更申請書（移送費）を受理し、主治医に移送費についての確認を行い（処分庁提出資料：患者実態調査票）、囑託医の意見を受け、ケース診断会議により処分庁で措置及び援助方針を決定している。（処分庁提出資料：ケース診断会議録）

処分庁では、給付可否意見書（移送費）による確認はせず、代わりに患者実態調査票により、歯科を除く3病院の主治医に確認をしている。

ケース診断会議録の担当所見では、「歯科以外の主治医へ病状把握した結果、タクシー利用の必要性が確認できなかったためバス利用で検討する。」としていることから、ケース検討会議にかける前の段階では、医療移送費の給付が検討されていることが伺える。

医療移送費の給付を決定するのであれば、給付可否意見書（移送費）が不要な場合もあることから、ケース診断会議に諮る前までは、処分庁に手続に瑕疵があったとまでは言えない。

(ロ) 要否決定の手続について

処分庁は、給付可否意見書（移送費）がなく、却下を決定している。

給付可否意見書（移送費）は、給付を「要する」「要しない」の二択から医師が選択する欄があるのに対し、患者実態調査票は、要否についての意見が明確に示されていない。

このことから、処分庁は、医師の要否意見が不明瞭な状態で却下の決定を行ったものと言え、その手続には、運営要領の第3の9の(3)のイに規定上の不備があったと考えられる。

ウ 不支給決定の理由について

ケース診断会議録の検討概況では、「1月の金額が高額でないか、受診回数が頻回ではないか、市内の保護世帯との均衡が取れているか、で判断する。」とし、措置及び援助方針では「医療移送費については高額でないこと、その他の世帯との均衡がとれない事からバス利用についても認めない。」「状況に変化があった場合は再検討する。」と決定している。

処分庁が、①金額の高低、②受診回数、③市内の保護世帯との均衡を判断基準として不支給としたことは、下記(ア)ないし(ウ)により不当である。

(ア) 金額の高低について

医療移送費の給付方針及び給付の範囲は、運営要領の第3の9で規定されているが、高額になる場合のみ給付するとの規定はない。運営要領で判断基準とされていない金額の高低を、医療移送費給付の判断基準として却下決定したことは、不当である。

なお、平成22年3月12日より前の運営要領では、医療移送費は一般的給付と例外的給付に分類され、例外的給付で列挙する給付要件の一つに、

「へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合」との記述があったが、平成22年3月12日の改正（平成22年3月12日付社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より、一般的給付・例外的給付の分類も、「交通費の負担が高額になる場合」の表現も削除されている。

(1) 受診回数について

運営要領の第3の9には、受診回数の多寡を医療移送費給付の判断基準とする規定はない。運営要領で判断基準とされていない受診回数を医療移送費給付の判断基準として却下決定したことは、不当である。

(2) 市内の保護世帯との均衡について

運営要領の第3の9の(1)は、「給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」とあり、運営要領の第3の9の(3)のイは、「管内で同一病態にある他の被保護者の受診に係る交通費と比較して高額である場合等、給付決定に関する審査において、被保護者の健康状態について確認する必要がある場合には、検診を受けるべき旨を命ずることができる」とあることから、通常より高額な交通費の申請があった場合、経路や交通手段が適正か検討を要するが、直ちに却下するものとは言えない。

処分庁は、「公共交通機関利用時に想定される料金を認定することは沖縄市内の他の保護受給世帯との均衡を逸するため認められない」（弁明書2回目）、「試算した月約2,000円という金額を継続的に支給することは定期通院のある多くの生活保護世帯との均衡を逸すると判断しました」（処分庁への質問1に対する回答）としているが、他の被保護者に毎月給付している金額の程度で均衡を図ることは、運営要領の趣旨とは異なるものと考えられる。

同一病態の被保護者が実際に利用している交通経路や交通手段と比較して検討することが適切である。

運営要領の第3の9の(2)では、移送の給付の範囲として「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」を挙げており、バス料金は給付が想定されていることから、バス料金の給付も却下するのであれば、処分庁は、バスを利用しての通院自体が認められない理由を示す必要があると考えられる。

主治医から「バスの利用可」、「バスでもよい」との意見を得ている（弁明書5回目）こと、ケース診断会議録の担当所見で、「タクシー利用の必要性が確認できなかったためバス利用で検討する。」とあることから、バス料金も給付しないとの決定は、正当な理由がなく、不当である。

(3) 請求額について

処分庁は、「タクシーではなくバスでの通院可能との意見を伺っており、今回の医療移送費に係る申請を総合的に判断した結果、却下としたものである。」（弁明書3回目）と主張し、請求人が審査請求書に添付した領収証については、「バス利用も可能であるため、タクシーでの通院に疑問がある。」

「審査請求人が提出した領収書は、通院での利用が認められないため、医療移送費の支給対象とはなり得ない」（弁明書4回目）等により、請求額に問題があると主張している。

上記領収証は、当日通院した病院での乗車のものであることが確認でき、通院と全く関係ないとは言えない（弁明書4回目添付資料）が、運営要領の第3の9の(3)のイは、「福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。」としていることから、処分庁が給付決定していない医療移送費は、原則給付できないと言える。

本審査請求においては、請求額の適正を判断する以前に、給付自体を処分庁が認めていない状況があり、処分庁が先に給付決定しない限り、どのような請求額に対しても給付ができないことになる。

運営要領の第3の9の(3)のイは、「最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定する」とある。

上記(2)のとおり、処分庁が給付決定しないことは不当であり、給付決定する必要があると考えられることから、本来、処分庁は、通院に係る適正な交通機関等を決定し請求人に示す必要があったと言える。

適切な交通機関を決定せず、医療移送費が給付できない状況にした処分庁の対応は、不当であったと言える。

#### (4) 処分の方法について

本件処分は、法に基づき、書面により理由を付した処分を行う必要があるが、書面により処分は行われていない。

また、教示については、行服法第82条第1項は、「処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。」としているが、書面による教示はない。

処分庁は、請求人は過去にも「口頭での却下に対し、審査請求を行っており、審査請求ができないとの認識はない。」（弁明書5回目）と主張しているが、口頭での却下は、法に定める処分とはいえ、本来であれば、書面により不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を示すべきところを、処分庁は行っていない。

これらのことから、本件処分は適法性を欠いているといえ、取り消されるべきである。

### 3. まとめ

- (1) 審査請求は、適法である。
- (2) 医療移送費不支給の決定は、不当である。
- (3) 適正な交通機関や経路等を決定しない処分庁の対応は、不当である。
- (4) 書面によらず教示がない本件処分は、適法ではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行服法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月30日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



#### (教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄市を被告（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。